各都道府県林務担当部長(別記参照) 殿

林野庁森林整備部計画課長

「伐採及び伐採後の造林の届出等の制度に関する市町村事務処理マニュアルについて」の一部改正について

「伐採及び伐採後の造林の届出等の制度に関する市町村事務処理マニュアルについて」 (平成20年11月4日付け20林整計第105号林野庁計画課長通知)の一部について、別紙 の新旧対照表のとおり改正したので、御了知のうえ本制度の適切な運用をお願いする。 あわせて、貴管下の市町村への周知をお願いする。

(別記)

北海道林務担当部長、青森県林務担当部長、岩手県林務担当部長、宮城県林務担当部長、秋田県林務担当部長、山形県林務担当部長、福島県林務担当部長、茨城県林務担当部長、栃木県林務担当部長、群馬県林務担当部長、埼玉県林務担当部長、千葉県林務担当部長、東京都林務担当部長、神奈川県林務担当部長、新潟県林務担当部長、富山県林務担当部長、石川県林務担当部長、福井県林務担当部長、山梨県林務担当部長、長野県林務担当部長、岐阜県林務担当部長、静岡県林務担当部長、愛知県林務担当部長、三重県林務担当部長、滋賀県林務担当部長、京都府林務担当部長、大阪府林務担当部長、兵庫県林務担当部長、奈良県林務担当部長、和歌山県林務担当部長、鳥取県林務担当部長、島根県林務担当部長、岡山県林務担当部長、広島県林務担当部長、山口県林務担当部長、徳島県林務担当部長、香川県林務担当部長、福岡県林務担当部長、香川県林務担当部長、長崎県林務担当部長、龍本県林務担当部長、大分県林務担当部長、佐賀県林務担当部長、長崎県林務担当部長、熊本県林務担当部長、大分県林務担当部長、宮崎県林務担当部長、鹿児島県林務担当部長、沖縄県林務担当部長、

(別紙)

○伐採及び伐採後の造林の届出等の制度に関する市町村事務処理マニュアルについて (平成 20 年 11 月 4 日 20 林整計第 105 号林野庁森林整備部計画 課長通知)の一部改正新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正

目次(略) はじめに

【 本マニュアルの目的 】

 $(1) \sim (3)$ (略)

(4) 既に都道府県、市町村においては、マニュアルや要綱・要領等を定め、届出制度の適正な運用に向けた取組が進められておりますが、本マニュアルは、平成23年及び平成28年に法の一部が改正されたことや令和3年9月に森林法施行規則(昭和26年農林省令第54号。以下「規則」という。)及び森林法施行規則の規定に基づき、申請書等の様式を定める件(昭和37年7月2日農林省告示第851号)が改正されたこと、令和4年9月及び令和5年9月に規則が改正されたこと、また、平成30年から行っている全国的な調査の結果などからも、森林所有者に無断で立木が伐採される事案の発生が各地で認められており、こうした事案の未然防止を図るため、制度の適切な運用を徹底する必要があることを受けて、改めてこれらの制度に関連して実施すべき基本的な事項等をまとめたものです。

後

【改正履歴】(令和4年3月以降)

(略)

○令和5年11月の主な改正内容

(略)

目次(略)

はじめに

【 本マニュアルの目的 】

 $(1) \sim (3)$ (略)

(4) 既に都道府県、市町村においては、マニュアルや要綱・要領等を定め、届出制度の適正な運用に向けた取組が進められておりますが、本マニュアルは、平成23年及び平成28年に法の一部が改正されたことや令和3年9月に森林法施行規則(昭和26年農林省令第54号。以下「規則」という。)及び森林法施行規則の規定に基づき、申請書等の様式を定める件(昭和37年農林省告示第851号。)が改正されたこと、令和4年9月及び令和5年9月に規則が改正されたこと、また、平成30年から行っている全国的な調査の結果などからも、森林所有者に無断で立木が伐採される事案の発生が各地で認められており、こうした事案の未然防止を図るため、制度の適切な運用を徹底する必要があることを受けて、改めてこれらの制度に関連して実施すべき基本的な事項等をまとめたものです。

TF.

前

改

【改正履歴】(令和4年3月以降)

(略)

○令和5年11月の主な改正内容

(略)

○令和6年3月の主な改正内容

・「令和5年の地方からの提案等に関する対応方針(令和5年12月22日閣議 決定)」に基づき、市町村への補助申請書等に届出書の記載事項と同等の 内容が網羅されているときは、届出書を兼ねるものと取り扱うことが可 能であることを記載 (新設)

- Ⅱ 事務処理マニュアル
- 1 事務処理の流れ

(略)

- (1)(略)
- (2) 伐採及び伐採後の造林の届出制度
- ① 記載事項の確認

ア・イ (略)

ウ その他、以下の事項が全て記載されていることを確認します。 記載事項

(略)

※ 届出書は、定められた様式(IV参考④参照)を用います。なお、森林 所有者等が市町村の補助を受けて伐採を行う場合であって、当該伐採に 係る市町村への補助申請書等において、上記の記載事項と同等の内容が 網羅され、市町村森林整備計画との適合が確認可能であるときは、当該 補助申請書等を届出書を兼ねるものとして取り扱って差し支えありませ ん。この場合、当該補助申請書等に届出書を兼ねるものである旨を明記 して下さい。

- Ⅱ 事務処理マニュアル
- 1 事務処理の流れ

(略)

- (1)(略)
- (2) 伐採及び伐採後の造林の届出制度
- ① 記載事項の確認

ア・イ (略)

ウ その他、以下の事項が全て記載されていることを確認します。 記載事項

(略)

(新設)

② \sim 6 (略)

⑦ 届出書の計画に従った伐採の確認

ア~エ (略)

オ なお、境界錯誤等により届出に係る伐採区域の外において立木が伐 採されていることを確認した場合は、再発防止の観点から、当該伐採 を行った者に対し、届出書の提出に当たり、隣接する森林の所有者と 境界確認を行ったことを証する書類の<u>添付を省略することは認めら</u> れない旨の指導を行います(③イ(ケ)参照)。

カ (略)

⑧~① (略)

(3) (略)

(4) 伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況の報告の要否

ア~エ (略)

森林法

(略)

森林法施行規則

(伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況の報告)

第十四条の二 法第十条の八第二項の規程による報告は、<u>伐採</u> (間伐を除く。以下この条において同じ。)の終わつた日及び 伐採後の造林の終わつた日から<u>それぞれ</u>三十日以内に<u>当該伐採の終わつた日及び</u>当該伐採後の造林の終わつた日における 森林の状況を記載した報告書を提出してしなければならない。

②~⑥ (略)

(7) 届出書の計画に従った伐採の確認

ア~エ (略)

オ なお、境界錯誤等により届出に係る伐採区域の外において立木が 伐採されていることを確認した場合は、再発防止の観点から、当該伐 採を行った者に対し、届出書の提出に当たり、当分の間、隣接する森 林の所有者と境界確認を行ったことを証する書類の提出を求める等 の指導を行います。

カ (略)

⑧~⑪ (略)

(3) (略)

(4) 伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況の報告の要否

ア~エ (略)

森林法

(略)

森林法施行規則

(伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況の報告)

第十四条の二 法第十条の八第二項による報告は、伐採後の造林の終わつた日(当該伐採後において当該伐採跡地が森林以外の用途に供されることとなる場合にあつては、当該伐採の終わつた日。以下この条において同じ。)から三十日以内に当該伐採後の造林の終わつた日における森林の状況を記載した報告書(一通)を提出してしなければならない。

(5)(略)	(5)(略)
2~10 (略)	2~10 (略)